

平成18年9月8日

取引先各位

東京電力株式会社
資材部長 原 英雄

石綿（アスベスト）新規使用全面禁止に伴う対応のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。平素は弊社電力事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令が改正され、本年9月1日から施行されることに伴い、一部の例外を除いて「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全てのもの」の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されます。それに先立ち、弊社では既に「法令で製造等が禁止されている石綿等は、新規に購入・使用しない」ことを社内の運用ルールとしております。

つきましては、取引先の皆様におかれましても、法令遵守ならびに労働安全衛生管理等の観点から、製品や施工物への石綿（アスベスト）不含有をより一層徹底されますことをお願い申し上げます。なお、弊社への納入製品ならびに施工物に石綿（アスベスト）が含有されている（もしくは恐れがある）場合には、速やかに弊社までご連絡頂きますよう、併せてお願い申し上げます。

敬具

【参考：法律改正内容（下線が改正部分）】

労働安全衛生法（抄）

（製造等の禁止）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（抄）

（製造等が禁止される有害物）

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

【本件に関するお問い合わせ】

資材部調達戦略グループ 松崎（03-4253-5021）、藤田（03-4253-5029）

以 上